

保健だより

緊急事態宣言号

栃木県立石橋高等学校 保健室

学校祭も終わり、これから本格的に2学期のスタートですね。

緊急事態宣言に伴い、これまで以上に新型コロナウイルス感染症の予防に力をいれていくことになり、できる限りの予防策ということで、健康調査票の記入や登校時の体温計測など、みなさんにいろいろな協力をお願いすることになりました。学校全体でお互いに「感染しない、感染させない」を目標に、予防しつつ、学校生活も充実させ、一日一日を大切に過ごしていきましょう。

＜自分が感染しない、まわりのひとへ感染させないための基本の感染対策＞

再確認！



① マスク着用してますか？

息苦しさを感じる等の体調不良、熱中症予防のため、また人との距離が保てる場所にいる場合以外は、原則マスク着用。そして、“会話する＝マスクする”

マスクは、ウレタン製や布製より、不織布の方が、予防効果が高いという実験結果があります。



② 手を洗っていますか？

登校後、トイレや清掃の後、帰宅後等手を洗う習慣を。手荒れの心配のない人は、アルコール消毒もしてください。



③ 三密(密閉空間・密集・密接)を避けていますか？

学校内で三密を避けるのは、なかなか難しいところもありますが、それでも、教室等の換気・大声での会話は避ける・黙食する・人との身体的距離を保つ・マスク着用などできる範囲での予防をしましょう。



緊急事態宣言下の本校での感染対策

①昇降口での健康調査票・検温のチェック

○登校時間帯に昇降口前で、健康調査票をチェックし、手指消毒後、サーマルカメラで検温してから校舎内へ入ります。その後、調査票は、担任へ提出します。さらに漏れのないよう、検温表へ記入し、朝のうちに HR と保健室にて確認をします。

○健康調査票は、登校前に家庭で計測した体温や健康状態について記入して、学校へ持参してください。体温が37.5℃以上、調査内容にチェックが入らない項目がある場合には、登校を控え、家で休養してください(出席停止になります)。

また、登校後、発熱・風邪症状等の体調不良となった場合も、早退していただきますので、緊急連絡先へ連絡がつくようお願いいたします。

②校舎内での感染対策

○教室前に、入退室時に利用できるよう手指消毒用のアルコール容器を設置してあります。

○各教室にサーキュレーターを設置し、窓を開けての換気や空調の効果を高めるようにしています。また、空気清浄機も設置し、同時に使用できるようにしています。

○保健室利用については、体調不良の場合、原則休養ではなく、早退となります。緊急時の対応、怪我、その他の相談などは、これまで通りの対応をします。ただ、複数の生徒が長時間休養すること等での感染を避けるため、体調不良による休養は原則できません。

出席停止について

発熱・風邪症状等体調不良による欠席・早退は、出席停止となります。

また、感染した場合、濃厚接触者と特定された場合も出席停止です。

～緊急事態宣言下でのご家庭への協力要請について～

○文書・メール配信で通知したとおりですが、不要不急の外出自粛・都道府県間の不要不急の移動の自粛・三密の回避などの基本的な感染対策の徹底につきましてご協力をお願いいたします。

○生徒やご家族等で PCR 検査等を受けた場合は、学校へご連絡ください。

学びの場を保証し、今現在の教育活動を継続できますよう、ご協力を

よろしくお願いいたします。